

患者のみなさんへ

医療情報取得加算の算定について

当院はマイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用により、質の高い医療提供に努めている医療機関です。

オンライン資格確認システムを通じ、患者さんの診療情報、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得し活用しています。

令和6年6月1日より、国が定めた診療情報改定に伴い、診療報酬を下記の通り算定いたします。

1.マイナ保険証利用あり

初診（月に1回） 1点

再診（3ヶ月に1回） 1点

2.マイナ保険証利用なし

初診（月に1回） 3点

再診（3ヶ月に1回） 2点

○当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。

○マイナンバーカードを保険証として利用できます。

* 正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認のご利用にご理解とご協力をお願いいたします。

* 健康保険証でもこれまでどおり受診は可能ですが、令和6年12月2日より現行の保険証は発行されなくなります。

* 市町村の公費受給者証（子ども医療、心身障害者、ひとり親等）のオンライン資格確認はまだできませんので、お持ちの方は公費受給者証をご持参ください。